

平成25年 No. 6

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程

制定理由

本学の発展に貢献し，又は本学の名誉を高める活動を行った学外の個人及び団体に対して表彰するために創設した東京学芸大学栄誉賞について必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成25年 2 月 20 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程を次のように制定する。

平成 25 年 2 月 21 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成 25 年規程第 5 号

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程を別紙のとおり制定する。

国立大学法人東京学芸大学栄誉賞規程

平成 25 年 2 月 21 日

規 程 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の発展に貢献し、又は本学の名誉を高める活動を行った学外の個人及び団体（以下「学外者」という。）に対して授与する東京学芸大学栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(栄誉賞を受ける者)

第 2 条 学長は、学外者が次の各号の 1 に該当する場合は、栄誉賞としてこれを表彰する。

- (1) 本学が行う教育研究活動及びその他業務に関し、特に貢献した者
- (2) その他本学に多大な貢献をしたと認められる者

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、学長が表彰状等を授与することにより行う。

2 前項の表彰状等に添えて、記念品等を贈ることができる。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰の時期は、当該表彰の内容を勘案し、学長が決定する。

(事務)

第 5 条 栄誉賞の授与に関する事務は、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、栄誉賞の授与に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 21 日から施行する。